

別表第三（第5条関係）

第 期 決 算

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ① 子会社 会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。
 - ② 関連会社 会社計算規則第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。
 - ③ 子会社等 上記の子会社及び関連会社をいう。
- 2 連結貸借対照表並びに連結損益計算書及び連結包括利益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書及び連結包括利益計算書の次に一括して記載することができる。

第1号様式

連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
現 金 預 け 金		預 譲 性 預 金	
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	
買 入 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 金 銭 債 権		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
商 品 有 価 証 券		借 用 金	
金 銭 の 信 託		短 期 社 債	
有 価 証 券		社 債	
貸 出 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
建 物		役 員 賞 与 引 当 金	
土 地		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
リ ー ス 資 産		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
建 設 仮 勘 定 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産		支 払 承 諾	
ソ フ ト ウ ェ ア		負 債 の 部 合 計	
の れ ん		（純 資 産 の 部）	
リ ー ス 資 産		資 本	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		新 株 式 申 込 証 拠 金	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		危 機 対 応 準 備 金	
繰 延 税 金 資 産		特 定 投 資 準 備 金	
支 払 承 諾 見 返 金		特 定 投 資 剰 余 金	
貸 倒 引 当 金	△	資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
		新 株 予 約 権	

		非支配株主持分 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。
 - ① 連結の範囲に関する事項
 - ② 持分法の適用に関する事項
 - ③ 連結される子会社の事業年度等に関する事項
 - ④ のれんの償却に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 有形固定資産の減価償却の方法
 - ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ④ 貸倒引当金の計上方法
 - ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
 - ⑥ リース取引の処理方法
 - ⑦ ヘッジ会計の方法
 - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑩ その他採用した重要な会計方針
 - ⑪ 子会社等が採用した会計方針のうち株式会社日本政策投資銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
 - (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
 - (4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
 - (5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
 - (6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
 - (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、次のとおり。

 - ① 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸出金
 - ② 延滞債権（未収利息不計上貸出金であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもをいう。）に該当する貸出金
 - ③ 3カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延してい

- る貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
- ④ 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①、②及び③に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金
- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
- (12) 株式会社日本政策投資銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。
- (13) 株式会社日本政策投資銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。
- (14) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
- (15) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
- ① 1株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第2項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第3項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。）
- ② 当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
- ③ 上記のほか、普通株主に関する株式会社日本政策投資銀行の財政状態を正確に判断するために必要な事項
- (18) 連結会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。）
- (19) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項
- (20) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項
- (21) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項
- (22) 資産の部の有価証券中の社債（株式会社日本政策投資銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
- (23) 以上のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金は、それぞれ法附則第2条の22第1項（改正法附則第2条第1項及び第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに法附則第2条の23第1項及び第7項の規定に基づき計上し、それらの規定の条項を注記すること。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにす

るために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。
- 7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

包	括	利	益
親会社株主に係る包括利益			
非支配株主に係る包括利益			

(記載上の注意)

- 1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収	益
資	金 運 用 収	益
	貸 出 金 利 息 配 当	息 金
	有 価 証 券 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	息 金
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 先 利 息	息 金
	買 現 借 取 引 受 入 利 息	息 金
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	息 金
	預 け の 他 の 受 入 利 息	息 金
役	務 取 引 等 収	益
そ	の 他 業 務 収	益
そ	の 他 業 務 収	益
	貸 倒 引 当 金 戻 入	益
	償 却 債 権 取 立	益
そ	の 他 の 経 常 収	益
経	常 費	用
資	金 調 達 費	用
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	息 金
	コ ー ル マ ネ ー 一 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	息 金
	売 現 先 利 息	息 金
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	息 金
	コ マ シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	息 金
	借 用 金 利 息	息 金
	短 期 社 債 利 息	息 金
社	債 利 息	息 金
新	株 予 約 権 付 社 債 利 息	息 金
そ	の 他 の 支 払 利 息	息 金
役	務 取 引 等 費 用	用
そ	の 他 業 務 費 用	用

益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 7 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 8 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記8の注記と併せて記載することができる。

第3号様式

{
年 月 日から
年 月 日まで
}

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							その他の包括利益累計額						新株予 約権	非支配 株主持 分	純資産 合計
	資本金	危機対 応準備 金	特定投 資準備 金	特定投 資剰余 金	資本剰 余金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換 算調整 勘定	退職給 付に係 る調整 累計額	その他 の包括 利益累 計額合 計			
当期首残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																
新株の発行	××				××			××								××
政府の出資		××	××					××								××
資本剰余金から特定投資準備金への振替				××	△××			-								-
国庫納付		△××	△××	△××				△××								△××
特定投資準備金から資本剰余金への振替			△××		××			-								-
特定投資剰余金から利益剰余金への振替				△××		××		-								-
剰余金の配当						△××		△××								△××
親会社株主に帰属する当期純利益						××		××								××
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				××		△××		-								-
自己株式の処分							××	××								××
・・・																××
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 利益剰余金のうち別表第6に掲げる当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入される旨を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載する

- ことができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
 - 7 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。
 - 8 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合（同条第23号に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第4号様式

{

 年 月 日から
 年 月 日まで

}
 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失（△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
預金の純増減（△）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
政府の出資による収入	
国庫納付金の支払額	
配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

- 2 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。